

清末民初期中・蔵・英関係とシムラ会議（1913～14年）（水野光朗）

本報告では、まず初めに、東アジア国際体系を概説的に論じ、その次に、清末期における清朝・チベット関係を通史的に概観した。その上で、清朝・チベット関係が悪化するにつれて、インドを植民地統治していたイギリスが、インドの北方に位置するチベットに関心を寄せ、清朝・チベット関係を仲介したことを明らかにした。ラサ条約（1904年）と北京条約（1906年）がその具体的事例である。さらに、世紀転換期に、ロシアが南下政策の一環としてモンゴル、ひいてはチベットにも関心を寄せるようになり、イギリスは、こうしたロシアの動向に対応するためにもチベット族に強い関心をもつようになった。

次に、本報告では、東アジアにおける国際システムが、清末民初期に、朝貢システムによって特徴づけられる東アジア国際体系から、主権国家を構成単位とする西欧国際体型へと変化を遂げたことに注目した。この国際システムの変化に際して、中央（北京）・周縁（チベット）関係も大きな変化を遂げざるを得なかったことを指摘し、中華民国は、チベットを自国の領域として定位した一方で、チベットは、この機会をとらえて中国の周縁から自律性を強めて独立国家を指向したことを実証的に明らかにした。

こうして、中華民国とチベットとの間で緊張した状態が生まれた。この状況を打破するために、イギリスが設定した国際会議がシムラ会議であった。シムラ会議では、中華民国は、チベットはあ

くまで中華民国の領域の一部であることを主張し、他方、チベットは、中華民国とは異なる主体であることを強調した。中華民国とチベットの主張を仲介するために、イギリスは、調停案としてシムラ条約を両国に提示した。シムラ条約は1) チベットを内チベットと外チベットに分割すること、2) 外チベットは中華民国の宗主権の下で自治権を持つこと、を骨子としていた。シムラ会議は、いったん合意に達したものの、交渉の最後の段階で、中華民国は、チベットを内チベットと外チベットに二分割することを拒絶した。他方、チベットは、中華民国の主権下での自治を実質的な（中華民国からの）独立であると解釈し、同条約に同意した。

結局、シムラ条約は、中華民国・チベット・イギリスの三者間条約としては成立せず、チベットとイギリスとの二者間条約としてのみ成立した。シムラ会議後、第一次世界大戦、中国国内における内戦（北伐）、日本の中国侵略、インドにおける反英独立運動等によって、この問題に関心を寄せる諸国は、なくなった。この問題の重要性が再認識されるのは、中国人民解放軍のチベット進駐（1950年）とそれに引き続く、チベットの反乱とダライ・ラマの亡命（1959年）、中印国境紛争（1962年）であったことを、本報告は明らかにした。

（みずの みつあき・都留文科大学）